

# 畜安法の一部改正により 補給金交付制度が恒久化

「畜産経営の安定に関する法律」(畜安法)の一部改正法案が、5月26日、衆議院本会議で可決された。これまで、国内酪農の経営安定対策としては、昭和41年度に施行された「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」(不足払い法)に基づく加工原料乳に対する補給金交付制度が根幹をなしてきたが、今般の畜安法の改正に伴い、平成30年4月からは、同法に基づく恒久的な措置としての新たな補給金交付制度に移行する見込みとなった。ここでは、同法の骨子等を解説する。

## 1. 制度改正の背景

農林水産省では、補給金交付制度を改正する目的を、「我が国の生乳生産量及び飲用牛乳の需要が減少傾向にある中、今後、需要の増加が見込まれる乳製品に生乳を仕向けやすい環境を整備し、需給に応じた乳製品の安定供給の確保を図る」としている。

また、衆議院の農林水産委員会では、「特色のある牛乳乳製品の生産による付加価値の向上、酪農家が創意工夫を活かせる環境の整備を図る」との山本農林水産大臣の答弁がなされた。

## 2. 新たな畜安法に基づく補給金交付制度の骨子

### (1) 補給金の交付対象となる生乳

引き続き、バター・脱脂粉乳、チーズ、生クリーム等の乳製品の原料となった生乳(加工原料乳)に対して補給金が交付される。

### (2) 補給金の額

現在の補給金の単価は、「加工原料乳地帯(北海道)における生乳の再生産を確保する

ことを旨として定める等」とされており、今後も基本的には同様の考え方で算定され、食料・農業・農村政策審議会での審議を経て、決定されることが見込まれる。

また、一定の要件を満たす「指定事業者」には、補給金に加え、集送乳調整金が交付されることとなった。

### (3) 補給金等の交付対象者

これまで、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定された「指定生乳生産者団体」(指定団体)に限定されていた交付対象者(対象事業者)は、以下の者に拡大された。

- ① 生乳受託販売又は生乳買取販売の事業を行う者(※)
- ② 自ら生産した生乳を乳業者に対し自ら販売する者
- ③ 自ら生産した生乳を加工して自ら販売を行う者

(※) 補給金は、最終的には対象事業者を通じて、当該者に生乳を出荷(販売)する酪農家に支払われる。

また、集送乳調整金は、乳業工場から遠隔に所在するなど、条件が不利な酪農家が生産した生乳も含め、あまねく集乳が行われるようになるため、交付されることが決定された。

このため、集送乳調整金は、上記①の対象事業者のうち以下の要件を満たす者(指定事業者、農協が指定事業者の場合は「指定団体」)に交付される。

- ① 定款等で正当な理由なく一又は二以上の都

道府県の区域において、生乳の委託又は売り渡しの申し出を拒んではならない旨が定められていること

- ② 業務規程において、集送乳に係る経費の算定の方法等が基準に従い定められていること

(4) その他

従来の補給金交付制度では、酪農家が補給金の交付を受けるためには、加工原料乳価格の低落時に、一定額が補てんされる加工原料乳生産者経営安定対策（いわゆる「ナラシ」）に加入していることが条件であった。

しかし、新たな補給金交付制度では、経営安定に向けた生産者の選択肢を拡大するとして、「ナラシ」への加入は要件にされていない。

また、指定団体は、生産局長通知に基づき、計画的な集送乳合理化の取組みが求められていたが、今後とも、同様な取組みが求められる基本方向が農林水産省より示されている。

### 3. 積み残された論点

法案改正の検討に際しては、主に以下のような課題が生じている。

第一に、指定団体への全量委託を原則としない（指定団体への「部分委託」を認める）仕組みは、現行の指定団体による需給調整機能を低下させ、最終的に生産者所得の減少を招くのではないか。

このため、農林水産大臣は、提出された年間販売計画について、

- (1) 年間を通じた用途別需要に応じた安定的な取引か
- (2) 出荷する生産者の公平な取引か

という基準に適合するか確認することとされている。しかし、具体的な判断基準、実績が計画と乖離した場合にどのような措置が取られるか明確になっていない。

第二に、取引条件が有利な「牛乳向け」に優先

的に販売し、残りを指定団体に出荷する、いわゆる「いいとこ取り」については、指定団体が、次のような場合に生乳取引を拒むことができるよう、生乳取引を拒否できる正当な理由を省令で規定するとされている。

- (1) 生乳生産の季節変動を超えて変動する生乳取引を求められる場合
- (2) 短期間の生乳取引を求められる場合
- (3) 特定の用途仕向けに販売することを条件とした生乳取引を求められる場合
- (4) 生乳の品質が指定団体の定める統一的基準に満たない生乳取引を求められる場合
- (5) 生産した生乳のうち売れ残ったものを持ち込むような取引を求められる場合

上記については、今後、政省令等で具体的な基準等が定められる予定であるが、酪農家全体としての生産者所得の向上が図られる観点での具体化が求められる。

### 4. 今後の見込について

今後、農林水産省では、与党等との調整を経て、政省令等の改正が行われることが見込まれる。

現在の、指定団体が、平成30年4月以降も補給金の交付を受けるためには、農林水産大臣又は道県知事より29年度内に新たな補給金交付制度に基づく指定を受ける必要があり、そのためには、定款等規程類の改正が必要となることを見込まれる。また、新たな補給金交付制度に対応した生乳の委託販売契約を締結する必要もある。

大多数の指定団体は、直接的には会員等の農協又は農協連合会と委託契約を締結し、酪農家は組合員となっている農協と契約を締結している。新たな委託契約は、こうした酪農家と指定団体の間に位置する全ての組織間で年度内に締結する必要があることが想定され、また、必要に応じて、県連、農協での規定類の変更が生じる可能性もある。